

山梨県の融資制度のご案内

企業立地促進融資

工業団地等に立地しようとする企業や県外から県内へ事業所等に移転する個人や会社を支援するための融資です。

融資対象	(1) 県内の工業団地等に立地しようとする企業で1年以上の事業実績があるもの (2) 県外から県内に事業所等に移転しようとする事業者で1年以上の事業実績があるもの
資金使途	設備資金 ※土地取得資金を含む
限度額	5億円
融資利率	0.8% ※金利の他に、信用保証協会の保証料が必要です
保証料率	0.225%～0.95% (県の1/2 補助後の料率)
担保・保証人	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる (保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要)
償還期間	設備資金 10年以内 (3年以内の据置を含む)
申込書類	借入申込書、財務書類、商工会等の診査書、納税証明書、事業計画書などの書類が必要となります。 ※診査書については、商工会議所・商工会にご相談ください

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行
JA北富士 JA鳴沢村 JAクレイン JAフルーツ山梨 JAふえふき
JA山梨みらい JA南アルプス市 JA梨北 JA山梨信連

他にも利用目的に応じた融資を用意しております。

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所	県庁別館3階 産業振興課
相談時間	9:00～16:00 水、木、金 (月、火は金融担当職員が対応します)
電話番号	055-223-1554 (直通)

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課
TEL 055-223-1537 (直通)